

奈良県自然環境保全審議会自然保護部会(平成20年6月20日開催) 会議概要

整理番号	委員意見	事務局回答
1	・国会で「生物多様性基本法」が成立したが、希少野生動植物の保護を巡る制度的枠組みに、盛り込んでいくべき。	詳細が判明していくなかで、盛り込んでいくことになると思う。
2	・希少野生動植物種だけではなく、地域固有の野生動植物種、自然環境全体を保全するという生物多様性の価値観を条例に盛り込むことを希望する。	検討する。
3	・自然環境課ができたことから、他の法令の規制により本当に保護したい種が保護できない、あるいは保全したい地域が保全できないという事態にならないよう、率先して、庁内関係課と連絡調整し、円滑化することを希望する。	庁内連絡会議を設置した。条例の制定後の実施の段階でも、本連絡会議は継続的に開催し、県として一元的な対応ができるよう努める予定。
4	・生物多様性国家戦略のなかで整理・説明している「三つの危機」は、一般には理解が難しいものとする。当然、国家戦略に従いながら地方版の施策を展開することは理解できるが、県民がより納得できる整理を独自に考え示すことも検討するべきと考える。	検討する。
5	・条例が出来たときに、その趣旨が県民にとって身近に感じることができることが大切である。そのためには、子供の時からの教育できる機会の提供が重要である。	特段の回答なし
6	・条例に「住民との協働」が掲げられることになるようだが、奈良県の自然に身近に触れることで、自然保護への意識の醸成が図られることから、県民が参加できる体制づくりを希望する。	特段の回答なし
7	・希少野生動植物の対象は、奈良県版レッドデータブック掲載種となるが、見直しの予定はあるか。条例に基づく種の指定に当たって、その対象種を何にするかは非常に微妙な問題。現段階での考え方はいかに。	改訂については、現時点では考えていないが、全国的な平均では5年を目処となっている。今後の体制の中で検討する。種の指定に当たっては、当面は絶滅寸前種のリストに上がっているものが優先的になると考える。ただし、来年度以降設置予定の有識者検討会のなかで議論いただく予定。